

高齢者虐待防止のための指針

医療法人 昌和会
訪問看護ステーション であい

1 基本方針

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性がきわめて高く、虐待の防止の為に必要な処置を講じなければならない。訪問看護ステーション であい（以後であいとする）では利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し全ての職員は本指針に従い、業務に当たることとする。

2 高齢者虐待防止委員会その他法人内の組織に関する事項

であいでは虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって、医療法人昌和会の虐待防止委員会に参加することとし、定められたマニュアル等に則り、遵守していく。

虐待防止委員 管理者 上田 善徳

3、虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止委員会の規約に基づき、実施された研修には参加する。

- ・研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する。
- ・研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

4、虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

①虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は役職等の如何を問わず、厳正に対処する。

②緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。

5、虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- ①利用者・利用者家族・職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。相談窓口は、2で定められた高齢者虐待防止担当者とする。
- ②事業所内で虐待が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決に繋げるよう努める。
- ③自宅内等における高齢者虐待は、外部から把握しにくい事が特徴である事認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- ④自宅内等において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

6、成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7、虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- ③対応の結果は相談者にも報告する。

8、利用者等に対する虐待防止マニュアル・指針の閲覧について

利用者がいつでも本指針を閲覧できるよう事業所内に掲示する。

9、その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。

付則

この指針は令和6年2月1日より施行する。